

平成27年度  
第2回登米市総合教育会議  
会議日程

日時 平成28年1月12日(火)  
午後2時30分  
会場 迫庁舎第3委員会室

- 1、開会のあいさつ 登米市長 布施 孝 尚
- 2、開 会 (午後 時 分)
- 3、議 題  
(1) 平成28年度登米市教育基本方針と重点的取り組みについて
- 4、そ の 他
- 5、閉 会 (午後 時 分)

**平成28年度  
登米市教育基本方針**

平成28年1月

**登米市教育委員会**



## 平成28年度 登米市教育基本方針

生涯にわたって、文化的で生きがいに満ちた人生を歩むために、自ら学ぶことを楽しむとともに、これまで培われてきた歴史や文化をさまざまな場面で享受し、新たな歴史や芸術・文化を主体的に創造する心身ともにたくましい市民の育成を目指します。

そのため、登米市総合計画を踏まえ、現代社会の動向と市の将来を展望し、教育環境の整備充実を図ります。同時に、生涯学習を基軸とした学校教育、社会教育、スポーツの推進など、一貫した教育の充実発展を目指し、生涯学習社会にふさわしい人づくりを進めます。さらに、震災復興に向け、互いに強い絆を結び、社会全体で生きる力の育成を図ります。

以上の基本的な理念を基に、以下のことを基本方針とします。

### 1 学校教育

- ◆ 確かな学力の向上と豊かな社会性の育成
- ◆ 学校と家庭・地域が連携した、地域とともにある学校づくりの推進

### 2 社会教育

- ◆ 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実
- ◆ 地域に密着したスポーツ活動の推進
- ◆ 文化が息づくまちの創造

## ○ はじめに

生涯学習は、自己啓発や生活の改善・向上など、それぞれの自発的意思に基づいて学習の内容や方法を自ら選択し、生涯にわたって実践し続ける学習活動です。

さらに、高齢化や少子化の進行、国際化や情報化、科学技術の発展など、変化の激しい社会情勢の中で、市民一人一人が社会の変化に関心を持ち、変化に対応しながら常に新たな可能性を見出し、夢や志をもって自己実現を図っていくことは、豊かで充実した人生を送るうえで不可欠なものです。

登米市教育委員会では、生涯学習が安らぎと活力のある地域社会の創造につながるものとの認識に立って、その教育環境の整備を図り、市民への生涯学習支援を通じた人づくりを積極的に行うものです。

この実現に向けて、平成28年度登米市教育基本方針に基づく教育重点施策を下記のとおりとします。

## I 学校教育

### ◆ 確かな学力の向上と豊かな社会性の育成

学習指導要領改訂の趣旨を踏まえ、確かな学力の向上や豊かな社会性の育成等を目指し、幼・小・中の連携を図るとともに家庭や地域の教育力を生かしながら、地域とともに歩む信頼される学校づくりを推進します。

そのため、教職員の資質・能力を高め、指導力の向上を目指し、園児・児童・生徒の実態に即した調和と統一のとれた教育課程を編成・実施します。

#### 1 幼稚園教育

幼児教育は、「学ぶ土台づくり」として生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な役割を担っています。そのため、保育所・幼稚園が、それぞれが持つ良さを生かしながら連携し、幼児期にふさわしい教育環境を整備するとともに、基本的な生活習慣や望ましい社会性、主体的に活動する態度や課題発見・課題解決能力を育成し、健全な心身の発達を図りながら、人間形成の基礎を築いていきます。

この実現に向けて、次の施策を行います。

- (1) 基本的な生活習慣の定着のための家庭や地域との連携強化
- (2) 社会性の育成を目指した心理的発達に応じた生活体験の充実
- (3) 課題を発見し、解決する能力を育てる豊かな遊びの創造
- (4) 認定こども園化に向けた保育所との連携強化及び小学校との交流学习の推進
- (5) 家庭及び関係機関との密接な連携の推進
- (6) 施設設備の整備
- (7) 教職員の研修の充実

#### 2 小・中学校教育

小・中学校においては、人間尊重の精神を基盤とし、知性に富み、豊かな情操と道徳性を備え、健康でたくましい、知・徳・体の調和のとれた社会性のある児童・生徒の育成を目指します。

そのため、小・中の連携を強め、基礎的・基本的な内容の確実な定着と主体的に学び考える力の育成を図るとともに、道徳性の涵養及び心身の健康維

持と促進に努めます。

また、全ての教育活動をとおして志教育の充実を図り、将来を見つめ、自らの生き方をしっかり考えられる児童・生徒の育成を目指します。

さらに、国際的視野に立ちながら、生涯にわたって学び続ける意欲と態度及び郷土愛と連帯意識を培う教育の充実を図ります。

この実現に向けて、次の施策を行います。

- (1) 成就感や達成感が得られる「分かる授業」を目指した学習指導の充実
- (2) 思いやりの心を持ち、社会の一員としての生き方を培う道徳教育、情操教育、人権教育の充実
- (3) 健康でたくましい児童・生徒を育成するための学校体育、保健安全教育の充実
- (4) より良い人間関係を構築するための生徒指導の充実
- (5) 小・中・高等学校を通じて夢や希望を育む志教育の推進
- (6) 保・幼・小・中及び特別支援学校や関係諸機関との連携強化による個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- (7) 児童・生徒の実情に応じた望ましい学習環境整備の推進
- (8) 地域の教育力を生かすための地域や保護者との連携強化
- (9) 教職員としての使命、責任の自覚及び豊かな人間性・社会性を培う各種研修の充実
- (10) 安全安心な学校を目指した、地域一体で取り組む防災教育と教育環境の充実

#### ◆ 学校と家庭・地域が連携した、地域とともにある学校づくりの推進

将来、震災復興やまちづくりの中心となる園児・児童・生徒一人一人の「生きる力」の育成を図ります。

そのため、学校・家庭・地域が目指す園児・児童・生徒の姿を共有し、三位一体

となって教育に取り組む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

この実現に向けて、次の施策を行います。

- (1) 家庭・地域・学校・市の協働体制の構築と、一体となったより良い教育の実現
- (2) 地域や保護者等の参画促進や関係諸機関・団体との連携・協働の促進
- (3) 地域力向上対策事業の地区コーディネーターとの連携強化
- (4) 地域関係者、学校関係者等に対する積極的な情報発信を通じた普及・

啓

発

- (5) 学校運営の充実を図る学校評価の工夫

## II 社会教育

#### ◆ 心豊かな生活に向けた生涯学習の充実

市民一人一人が、充実した心豊かな生活を送ることができるよう、さらには地

域を支え発展させることができるよう、市民の学習活動を促進するとともに、自ら学ぶ市民への支援、学びの拠点として公民館等の活動の活性化を図ります。

この実現に向けて、次の取組を行います。

- 1 市民の学習機会の提供と学習する場の充実
  - (1) 社会の変化に伴う生活課題、地域課題への対応
  - (2) 社会教育施設の整備充実
- 2 学びの成果を生かせる活動への支援
  - (1) 学習の多様化、高度化への対応
  - (2) 学びの成果を地域に生かすための支援
- 3 子どもの創造性と自主性を育む地域教育力の向上
  - (1) 「学社連携、学社融合」事業の推進
  - (2) 学校、家庭、地域の連携強化

#### ◆ 地域に密着したスポーツ活動の推進

市民の生涯スポーツの推進に重点を置き、体育協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団などのスポーツ関係団体との協働により、市民の健康増進や生きがいづくり、さらには専門スポーツにおける競技力向上を図ります。

この実現に向けて、次の取組を行います。

- 1 生涯にわたるスポーツ活動の推進
  - (1) 子どもの体力・運動能力向上及びスポーツをする機会の充実
  - (2) 市民の健康・体力づくり意識の向上と習慣づくり
  - (3) 健康寿命延伸のためのスポーツの推進
- 2 スポーツを身近に楽しめる地域スポーツ活動の充実
  - (1) スポーツ関係団体の活動への支援
  - (2) スポーツ推進委員活動への支援
- (3) 地域スポーツ活動への支援
- 3 競技力向上に向けたスポーツ指導者の支援と育成
  - (1) スポーツ指導者の支援と育成
  - (2) 競技力向上に向けたスポーツ活動への支援
- 4 スポーツ活動を支援する環境づくり
  - (1) 市内スポーツイベントの開催
  - (2) 市民のニーズに応じた活動支援
  - (3) 活動の拠点となるスポーツ施設の整備と充実

#### ◆ 文化が息づくまちの創造

市民の誰もが文化・芸術に広く関わり、豊かな感性と感受性を培うことができるよう、市民参加による文化・芸術活動の機会を提供するとともに、本市に伝わる豊かな文化遺産を後世に引き継ぐための保護、保存を行いながら、地域に伝わる伝統 芸能や文化の継承を図ります。

この実現に向けて、次の取組を行います。

- 1 市民の主体的な文化活動への支援
  - (1) 市民の自主的な文化・芸術活動への支援
  - (2) 文化・芸術団体の活動への支援

- 2 文化・芸術を創造するための環境の整備
  - (1) 文化・芸術の鑑賞機会や発表の機会の充実
  - (2) 文化・芸術振興の拠点となる施設の整備と適切な管理運営
- 3 文化財の保護、保存の充実
  - (1) 文化財の調査・研究の推進
  - (2) 文化財の保護・保存の充実と施設整備の推進
  - (3) 民俗文化財等の保存と継承への支援